

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十九年農産加工所ほか九箇所の
定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第三百十号

地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和二十九年農産加工所に係る次の各箇所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	近藤伝一
同	大西節夫

監査概況

監査箇所	執行年月日
農産加工所	昭和三十年八月九日
繭検定所	同 年八月十日
蚕業試験場	同 年八月十一日
種畜場	同 年八月十七日
水産試験場	同 年八月十九日
経営伝習農場	同 年九月五日
木材工業指導所	同 年九月七日
工業試験場	同 年九月八日
農業試験場	同 年九月九日
農業講習所	同 日
農産加工所	昭和三十年八月九日監査
監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	近藤伝一
同	大西節夫

- 一 当所は本県における醸造、澱粉搾油の各企業毎に基本調査を行い農産食品の加工技術並びに製品の品質改善試験を行つて、これが技術普及指導に努力しているが一部の地域に局限することのないよう一層創意工夫し、農産加工面に対する技術普及指導に努力されたい。
- 二 前回の監査にも指摘した如く、逐年財政的制約を受けその事業運営は、企業的色彩が強く勢い本来の試験研究調査をいつ脱するおそれがあるので事業と試験研究の両部門を判然とし効率的かつ総合的運営の合理化を図らしめるよう当局の善処を望む。
- 三 試験研究に要する原材料の購入、消費状況等は計画性に欠けている面がある。即ち原材料の受払が不明確で、生産加工の行程表の作製もなく、製品の出来高数量も判然としていない。また試験研究による諸記録が整備保存されていない。かかる諸資料は明確に纏めて今後の指導指針とすべきである。
- 四 当所において加工生産されたものの処分については、所長と某企業会社との間に一括売却契約しているが、

その売却方法及び契約内容について更に考究すべきものがあつた。

五 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。

- 1 生産品の引継については、売却可能なもののみでなく製造数量全部を引継ぐこと。
- 2 原材料(空瓶)の受払については、生産品の引継に不適合のものがあるので取扱に慎重を期し正確にすること。
- 3 生産品の売却代金の取扱については、一括納額告知書により払込んでいるが、売却製品によつては現金取扱の面も考慮されるので、これが取扱方法を研究し代金の早期収納に努めること。

監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 大西節夫
同 近藤伝一

監査概況

- 一 本年度当所業務は繭検定五七六件(乾繭検定二件を含む)鑑定四七五件、繰糸試験受託乾繭量八〇九貫余、乾燥試験一三二貫余及び空閑期利用研究繰糸による生糸生産高一、四五六貫余の実績をあげており、前年度と比較しそれぞれ業務の伸展が認められ結構である。しかしながら当所運営の最も主要な財源である生糸の販売収入は、経済事情の推移によつて生糸価格が平均二十一万三千余円に低落し、歳入予算額に比し五百八十余万円の多額の減収をきたしている。これに対し生産費においては原料繭価格の低下(生繭貫当り三七〇円安)及び作業能率の向上に努力する等してこれを補い採算を維持しているが根本的には本年度多条繰糸施設が完備した点も特に考慮し今後は繭繭量の増加或いは繰糸試験の奨励等によつて、施設を最高度に利用し特定歳入の増強をはかるよう慎重に検討を加えることが肝要と認められた。
- 二 生繭検定荷口総量は春繭一五九、七二二貫余、初秋

繭二〇、九六六貫余、晩秋繭一一四、五四八貫余、合計二九五、二二六貫余で、前年度に比較し二万八千貫余の増加となつている。検定件数は五七六件(蚕業試験場及び高校分を含む)で前年度より一九件増加にすぎないけれども産繭高の上昇によつて一荷口繭量は著しく増加の傾向にあり、検定作業は益々複雑繁忙となつていくことが認められる。また荷口繭量の増加は検定成績の影響範囲の拡大であり特に公正な検定が保証されなければならぬが、このためには作業員の技能水準の確保が絶対的な要件であり、この点人事行政運営上考究の余地が認められるので善処されたい。

三 生糸の出荷販売は従来蝶理株式会社と委託販売契約を結び取引を行つていたが、昭和二十九年九月三十日同社の解散に伴い十月以降は相互生糸株式会社に契約更新し同社を通じ販売を行つている。なお取引関係事務は概ね適切に処理しているものと認められた。

生糸生産販売状況

種 別	前年度繰越高	本年度生産高	販 売 高	翌年度繰越高
正 糸	370,926 貫	1,450,536 貫	1,365,835 貫	304,836 貫
再 整 理 糸	400	2,623	1,450	1,670
巻 返 糸	550	3,444	2,140	1,270
計	371,876	1,456,603	1,369,425	308,776

出荷販売数量(地売二八七斤六八一二五を除く)

種 別	蝶 理		相 互		計		備 考
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	
正 糸	4,000,000	2,210,100	8,210,100	6,215,200	原量 6,309,500		
検 査 料 糸	4,475	2,175	8,650	6,580	在日販売		
ペ ヱ 糸	1,035,000	1,070,000	2,105,000	11,150,000			
計			6,350,575	14,955,275			

四 原材料、製品、副産物等物品の管理出納事務は合理的に処理し適正と認めだが、収入事務において考究の

余地がある。すなわち繭検定手数料は県条例により規定請求の際、収納することに規定されているが、従来

養蚕者側がこれを負担する慣行があり繭価決定後県養連が一括代納している実情であつて条例の規定は守られていないので善処されたい。

蚕業試験場 昭和三十年八月十一日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

監査概況

一 本場は限られた職員をもつて蚕品種の試験研究を始め新植桑の早期多収穫法に関する試験等 各試験研究に努力しているけれども依然として技術職員の欠員により事業運営に支障を生じている。しかるに最近漸く臨時的任用職員をもつて補足している程度で技術職員の配置については根本的に人事当局の配慮が望ま

二 給桑の消費量について考究すべきものがある。即ち本場の目的が試験研究及び原蚕種製造にある関係上、

給桑の消費量は比較的多量になることは勢いやむを得ないとは考えられるが、これを単位当り(生繭一貫に要する給桑量)県下養蚕家の平均飼育標準量から見ると、本場では約七割増の給桑量となつているので養蚕経営の合理化の面から更に検討の余地があると思われる。

三 試験研究施設、機械器具の整備が緊要と認められた。即ち最近における新農薬等の登場により蚕病防除の試験研究は益々困難を極めてい。特に病理研究部を設置しているが研究室もなく、これに伴う器具も整備してないこと遺憾である。これらの施設設備の充実につては、早急に整備し職員が病理試験に専念でき得るよう当局の措置が緊要である。

四 前回監査に指摘した蚕種の製造蛾数と焼却蛾数との問題については、本年度考研改善に努力し、生繭にして約十貫程度節約していたことは真に結構である。今後努めて本問題に限らず各種業務遂行に当つては、県財政窮乏の折から特に留意されたい。

五 経理出納その他の事務につき次の点留意されたい。

- 1 借料及び損料は毎年十二月末日をもつて支払うことと契約され、予算措置されているにもかかわらず支払が相当に遅延しているので、予算の計画執行に留意すること。
- 2 物品購入及び修繕等に年月日の不明のものがあつた。また各試験項目別の歳出予算の使途区分を明確に処理すること。
- 3 備品台帳の整理は明確にしておくこと。即ち各担当者に貸与簿をもつて保管責任の所在を明確にして、いるが随時、台帳と照合、その他により実在を確認すること。

種 畜 場 昭和三十年八月十七日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

監査概況

種畜場は本場のほか有畜営農指導所、畜産加工所及び米子ふ卵場をそれぞれ併設しているのであるが、今回の監査は特に場本来の使命である優良家畜の改良、増殖、技術普及指導及び経営の合理化等について実施した。場長以下協力一致使命達成に努力はしているが、逐年人的、予算的に制約を受けその運営は容易でなく幾多の問題を含んでいることを見受けた。

特に本年度は緊養家畜の伝染病、斃死等によつて本場運営に多大の影響を及ぼしていた。また一面大山地域の集約酪農地帯の指定に伴つて本場今後の業務運営は活潑化するべきものと思われるので、県当局はこれらの問題を総合的に検討し根本的対策を樹て、本県畜産行政の伸展のために適切な措置を講ぜられるよう強く要望する次第である。

なお指摘事項は次の通りである。
一 事業量と勘案した職員配置が望ましい。即ち本場(附属機関を含む)職員は場長以下五五名であるが、こ

の中、臨時的任用職員九名と場雇職員六名いるのである。本職員は四十名である。これを各部門別に配置し家畜の蕃殖飼育管理及び場管理、加工事業その他諸種の基礎的調査研究等を行っているが、事業量と勘案して見ると一人当りの事業量は、過大となり疾病故障者続出の状況である。もつとも最近、機械力を導入し労力の補足はしているけれども未だ附属品も整備せられず、家畜の飼育管理及び飼料作物の肥培管理等の人手不足を解消するに至っていない。

二 緊養家畜頭数とほ場管理について考究の余地が認められる。即ち現在飼育中の家畜頭数と飼料ほ場面積を比較検討してみると、遙かにほ場面積の不足が看取される。例えば、これを本場のみに見て見ると耕地、採草地及び放牧地等十四町歩として家畜一単位に対し約二反七畝余りの割合となり、このほ場から生産する粗飼料の自給率は九三%乾草Ⅱ有畜営農指導所から搬入Ⅱ六〇%であつて濃厚飼料等はすべて購入依存している実状である。従つて現有ほ場については高度の輪

作増産改良計画を樹て、給肥、労力等肥培管理に努力して所有地を最大限に利用し一面適家畜の飼育頭数を総合的、科学的に検討し、経営の合理化を図ることが最も緊要と認められた。

三 本場及び附属機関で行う試験研究調査結果は、技術指導体制を確立し、時期を失せず普及浸透を図るべきである。逐年施設設備の拡充整備とともに県内外からの参観者も増加し、随時短期講習、講話等を行うほか、努めて技術普及に努力しているが、その体制が整っていない処に隘路があつて、未だ充分機能を發揮する域に達していない。これらの貴重な資料は畜産諸団体、農業改良普及員或いは農村中堅青年層等連けいを図り得るよう、その体制を拡充強化し本場及び附属機関を技術普及センターとして積極的努力せしめるよう主管当局は適切な措置を講ずべきである。なお地方事務所並びに他の試験研究機関等との連けいについても充分配慮されたい。

四 施設設備の充実強化に配慮が望ましい。本場及び附

属機関における諸施設は逐年整備拡充に努力していることは認めざるが、中には未だ試験調査研究施設の不完備、或いは畜舎の増改築、厩肥舎の設置等運営上緊急を要するものがある。特にこれらの財源措置については近年生産収入に依存している率が高いので、この点財政当局は格別の配慮を望む。

五 畜牛増殖奨励事業で種牡牛の育成並びに貸付及び払下げを行っているのが管理、手続等において考究すべきものがある。二十八年購入した牡牛五頭の中、本年度三頭を種牡牛として岩美、東伯、日野、各郡畜連各一頭宛貸付二頭は飼育中疑似性流行性感冒に罹患し、種牡牛としての見込なく、払下げしているほか、本年度も四頭購入し目下育成中であるが、これが管理について一層留意されたい。また貸付期間は三ヶ年間であつて、この間代金を償還せしめ期限満了とともに畜連に払下げすることになっているが、貸付期間内における成績及び管理状況をはあくせず、その経緯が不明であつたことは遺憾である。貸付後における種付及

び管理状況は定期的に報告を徴し掌握して置くべきである。

六 経済情勢の変動によつて最近懐価額が低下し農家経済に相当影響しているが、本場はこれに着目し畜牛増殖奨励事業の一環として二十九年度牡牝十二頭を購入し肉食用として飼養方法を三段階に区分し、肥育試験を実施していることは、機宜に適した施策として推奨したい。

七 冒頭にも述べたごとく当場に繋留中の和種牡牛、天竜号(購入価額一百万円)は昭和二十九年十月十三日西伯郡より購入したものであるが炭疽病により一月十七日斃死し続いて乳牛ウイーマンベツシーゼシスアイ(時価三十万円)も一月二十四日斃死しており、また種牡牛として育成中の第二、大山号(購入価額十一万余円)及び翠竜号(購入価額九万一千円)も疑似性流行性感冒により種牡牛としての見込なく払下げしている等相次いで発生したことは遺憾である。今後一層飼育管理について慎重を期し未然防止に遺憾のないよう

特に留意されたい。

八 本場敷地内に民有地三反歩が以前より賃貸契約も未決のまま放置し、毎年借地料として厩肥を物納してゐるのは根本的に検討を要する。

九 有畜営農指導所の畜産練習生の定員増加を図つて、畜産知識技術の普及率を高揚すべきと思われるので関係当局の考究を望む。練習生の養成定員は二十名で、その期間は二ヶ年であるが初年度は有畜営農指導所に入所、基礎的有畜農業の経営を体得し、第二次は本場において家畜飼育管理及び飼料作物栽培に関する実習と講義を受け畜産技術を修得するのであるが現在入所生は一年生十名、二十九年入所したもの(二年生)九名、計十九名で逐年入所希望者の逓減の傾向にあるが、これらの養成事業は適切な畜産知識の普及の一方法であると思われるので施設設備を完備し、本課程修了者に対して何等かの資格或いは優先的便宜を与え、将来への希望をもたせる等本施設振興策につき適切な措置を考究されたい。

十 本所は所長以下六名の職員をもつて前項の如く畜産練習生の養成を行い近代的有畜営農の推進に努力しているが、大山地域の集約酪農地帯指定に伴う施策の一環として今後の施策運営並びに施設充実に考慮を要するものがあると認められる。

十一 温泉利用畜産加工所は所長以下十名(内場雇一名)の職員をもつて、畜産物の自家利用を奨励し、羊毛、毛皮の加工及び皮革の鞣製造、温泉熱を利用する育雛等委託試験調査研究指導を行っているが、逐年諸施設の整備によつて業務は活潑化してきているが、これが運営について前回も指摘した通り本旨を逸脱することのないよう慎重を期されたい。

十二 米子ふ卵場運営場の問題については、前回監査に強く指摘要望したが、何等措置されていないことは遺憾である。むしろ本場施設を拡充整備してその一元化を図ることも考えられるので主管当局の考究を望む。

十三 経理出納、その他の事務処理について考究改善の余地が認められるので関係当局と協議し遺憾のないよう

温泉利用畜産加工所

区分	科目	目	予算額	決算額	不要額増減	摘	要		
一般県費	充	相当額	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇九八	五九,〇九八				
		特定歳入							
特定歳入	小	生産収入	二,三九八,〇〇〇	二,四〇〇,二二八	五八,六六二				
		寄附金	二,〇〇〇,〇〇〇	一,九七五,九八八	二五,〇一二				
		使用料	二,二七二,〇〇〇	二,二八八,〇〇〇	一五,〇〇〇				
		特定歳入	三,九八八,〇〇〇	三,六六二,一四〇	二二七,五三三	歳入減により支出抑制			
区	分	科	目	予算額	決算額	不要額増減	摘	要	
歳	出	事	業	費					
歳	出	事	業	費	一,六九五,〇〇〇	一,〇〇九,七二七	八五,七三三		
特定歳入	手	数	料						
小	生産	収入	計	一,三九五,〇〇〇	一,〇〇九,九八〇	八五,五五〇			
一般県費	充	当	額	三〇〇,〇〇〇	二九七,七二七	二二二			

種畜場費

有畜営農指導所

区分	科目	目	予算額	決算額	不要額増減	摘	要		
一般県費	充	相当額	三三〇,〇〇〇	三三六,三九九	六六,三九九				
		特定歳入							
右財源	小	生産収入	七,〇〇〇,〇〇〇	六,四〇〇,〇〇〇	一,〇〇八,〇〇〇				
		寄附金	六,〇〇〇,〇〇〇	五,三二六,七六四	六〇七,二三六				
		手数料	六,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇				
		特定歳入	二,〇〇〇,〇〇〇	八三三,〇〇〇	一,一六七,〇〇〇	種付件数増加により増収 牛価額暴落のため収入減(トラクター購入 寄附金) 乳牛へい死その他家畜の値下りによる			
区	分	科	目 <td>予算額</td> <td>決算額</td> <td>不要額増減</td> <td>摘 <td>要</td> </td>	予算額	決算額	不要額増減	摘 <td>要</td>	要	
歳	出	事	業	費	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇三三,三三三	三三,三三三	歳入減に伴う執行抑制	

うされたい。即ち經理出納簿、会計事務と技術面に伴う事務との責任所在の明確を欠ぐもの或いは二重三重の重複と事務処理を行つてゐるものがあるので、この点根本的には正し能率的処理ができて得るよう工夫すべ

きである。
次に二十九年度事業費に対する收支状況は次のとおりである。

以上收支状況を事業別に見ると総予算額に対する歳入減は一百七万二千八百四十八円であつて一面歳出面で極力支出を抑制し五十九万三千七百八十三円執行保留しているのを、これを再差引すると五十七万九千六十五円の歳入欠陥を生じ果費喰込となつてゐるが、冒頭にも述べた如く家畜類価格の暴落、或いは主要家畜の斃死等に起因したものと、その事情やむを得ないものと認められた。

水産試験場 昭和三十年八月十九日監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 近藤伝一

監査概況

当場は境分場のほか、大山、米子にそれぞれ淡水養魚場を有し、本県水産業の改良發達を図るため諸般の試験調査研究を実施し、業界の振興と合理的經營の推進に努力しているのであるが、今回の監査に當つては業務運営

が円滑に執行されているか、また、中でも試験調査研究結果が如何に普及されているか等に重点を置き実施した。その結果は財政的圧縮による影響が大であり、その運営も極めて困難のようである。特に二十九年度は財政事情によるとはいえ、事業費財源を漁獲物收入に依存し、甚しきは国庫補助事業の裏付財源を全額生産收入に見込んだ等の關係で勢いその運営は本場本来の事業から遊離せざるを得ないような実状であつた。今後予算編成上、根本的考究の余地が認められるのでこの点關係当局は充分実情を調査し適切な措置を講ぜられたい。

なお指摘事項は次のとおりである。

一 業務運営に當つて、試験調査研究事項は一層慎重を期すべきである。特に本問題については、冒頭にも述べた如く財政的制約を受け收入確保に吸々とし、例えば近海における漁撈試験において本来なれば漁民との密接な連けいを保つべきであるが、収益本位に操業するためむしろ漁民の反感を買ふ向もあるようであつたが、県としてはかかることのないよう戒しめ、沿岸漁業の

啓発機関として効率的運営を図らしめるよう留意が必要である。

二 対島暖流調査は国の継続事業として本年度も引続き隠岐周辺を根拠として実施しているが、その裏付財源は全額漁獲収入で賄われている。即ち事業費一百五十五万円(国補二分の一)で沖合漁業の開発を目的として、毎月一回定期海洋観測を行い(年内稼働日数一六〇日)海況と漁況との相關連性を究明し、その結果を県内業界に普及指導しているのであるが、これらの結果が本県水産業界に至大な影響をもたらすものであるから充分財源措置等を講じ、事業効果を挙げしめるよう關係当局の配慮が望ましく。

三 沿岸漁業調査に運航する老朽試験船は、代船建造の上、積極的活動せしめる要がある即ち本場所有の小型試験船、第二鳥取丸、第二初鷹丸は既に老朽し、近年傭船によつて試験調査を続行している実情である。これを二十九年運航実績を見ると近海における沿岸漁業試験は、僅か鳥取丸で二十七日、初鷹丸で六日であ

る。これに比して傭船による試験運航状況は六十七日稼働している。これらは経済的効果の上からも代船を建造し、効率的運営を図らしめることが必要と思われるので当局の考究を望む。

四 大山及び米子養魚場において、それぞれ養殖している紅鱒、鯉、草魚等のは、あくが不充分であつたことは遺憾である。即ち大山養魚場における紅鱒は毎月報告する生産月報と本場で引継処分する收入調査数量と相違していたり、米子養魚場における稚鯉の出荷数量五〇、二九三尾に対し、販売数量四七、四七八尾で二、八一五尾の誤差が生じている等、生産から引継経緯に明確を欠ぐものがあつたので現地に対する指導監督、特に生産、養殖等、日常の作業行程は確実には、あくで得るよう考究し措置を講ずべきである。

五 漁撈試験操業期間中における漁獲物の処理、手続方法等については、会計法規上、根本的考究すべきものがある。本問題については、毎回監査に強く指摘しているにもかかわらず、一向に改善の跡も見えないことは、

甚だ遺憾に堪えない。特に県内沖合操業における漁獲物処理については、比較的容易に事務手続も可能であるが、県外漁撈における処理並びに引継、収入手続等現地と本場との連けい、が不充分で陸揚出荷先における代金収納手続も円滑を欠き著しくは収入代金をもつて現地における必要経費を立替、相殺する等、適正を欠くものがあつた。これらの問題については、切実の問題として、特に県会計当局並びに主管当局においても充分考究し、合法的措置が得るよう早期に善処すべきである。

六 経理出納その他事務処理について一層留意し、適正な処理を望む。

なお歳出予算執行に当つて赤字支出は厳に慎むべきであり、この点主管課においても予算配当について充分配慮すべきである。

経営傳習農場 昭和三十年九月五日監査

監査委員 山本 四郎

同 近藤 傳一

監委概況

一 本場は逐次農場としての体制を整え、場長以下日夜総合的農業経営の傳習に努力してはいるが、その反面従来からしばしば強く指摘し要望している通り、施設建物の不完備によつて運営上、少からぬ支障を生じている。特に建物及び附属施設の整備については、県において根本的再建計画を樹立し推進するよう格段の配意が必要である。なお当場において策定した、二十七年から六ヶ年計画による整備計画も財政事情によつて遅々としているが、二十九年は八十四万円をもつて教室(三十坪)一棟及び畜舎の増築が図られていた。

二 生徒募集について一層努力された。生徒定員五十名(中卒二五名、高卒二五名)で三十年度入場生は高校卒三名と新中卒二十四名であつて、このほか研究生として本春所定の課程を終了したものが五名在籍して

いる。このように入場志望者の不振であることは、一に施設設備の貧弱である点に起因しているようであるので、前記施設整備とともに生徒募集については、関係機関と連けい、を密にし努力されたい。

三 圃場管理について高度の輪作増産、改良計画を樹て総合的農業経営の確立に努力すべきである。現在圃場は地域的特殊地帯であつて、低位生産地力の増進等について研さんを重ねているのであるが、特に本年度の圃場管理は全般に見て良好でない。もつとも圃場面積に比し労力不足等の点は認められるが、これらは予算的措施を講ずるとか、或いは適家畜の飼養による厩肥の自給、機械力の導入等によつて補足するよう科学的に検討し、眞の総合的農業経営の確立を図ることが緊要と認められたので考究努力されたい。

四 経理出納その他の事務処理については出納員一名で、補助職員もなく事務量が過重に陥つており、勢いその処理に徹底を欠ぐ面が少くないので合法的な事務処理方法を考究し遺憾のないよう留意されたい。

なお次の点を留意されたい。

- 1 家畜の処分については、所定の手続を経て行うこと。
- 2 家畜の飼養管理については、登録台帳を整備しその経過を明確にして置くこと。
- 3 生産物引継処分は厳格にし、販売、転用等責任の所在を明確にして置くこと。
- 4 生産物売却に伴う調定時期及び現金領収について実情に即するよう事務手続を行うこと。

木材工業指導所 昭和三十年九月七日監査

監査委員 松本 利治

同 山本 四郎

同 大西 節夫

同 近藤 傳一

監査概況

当所の前身は工業試験場木工部から昭和二十六年独立し、重要木工業として木製品工業の基本的振興対策とし

て発足したが、当初より施設はもとより、人的、予算的にも制肘を受け、その上鳥取大火の罹災によつて焼失し漸く二十八年度経費をもつて再建している。本年度監査に当つては再発足初年度の業務運営が特に設立趣旨に副つて行われているかに重点を置き実施した。創立以来満四ヶ年を経過しているが、既述の如く発足後日浅くして罹災を受け、最近漸く再建途上に置かれ、本格的活動は今後に残されている。特に経済情勢に伴つて業界に對する技術及び経営面の指導は、現在の陣容施設では極めて至難であるけれども当所は本年度基本的指導対策を策定しこれに基いて漸次指導に當つては、行政指導面との調整連絡、市場との連け、ことに業界における協同組合組織による指導体系の整備確立等について根本的に検討を加え業界の発展を促すと共に、本所の技術、経営及び生産の向上に必要な諸条件を逐次整備する必要があると認められた。即ち本所設置の目的達成は業界の繁栄と運命を共にするものであつて業界の繁栄は一に適切な行政的処置に俟つ外はないと思われるので当局の善処を切

望する。

なお指摘事項は概ね次の通りである。

一 職員配置について考究すべきものがある。即ち職員は、所長以下七名でこの中、技師は四名(所長含む)主事二名、雇一名(長欠)であつて、このほか所雇として一名雇傭し庶務係、技術係に区分しているが、技術職員が甚しく弱体である。適正な職員配置によつて計画的かつ機能的に活動できようよう根本的配慮が望ましい。

二 当所の使命である生産技術の研究指導及び企業経営指導について根本的考究の余地が認められる。即ち業界に對する生産技術、企業経営指導に一段の努力をされたい。もつとも業界の当所に對する認識の不徹底の面があることも指摘されるが、業界との連け、並びにその調整の不円滑、或いはこれに應ずるだけの指導体制が確立されていない点があると思われるので今後の運営については、業界に直結した指導機関としての体制を確立し積極的努力されたい。なおこの点当局にお

いては充分配慮されたい。

三 生産技術研究に伴う基礎的結果記録の整備は、嚴格にすべきである。即ち高度技術を要する木製品の製作加工においてその記録が充分でない。特に試作或いは受注加工等を経て販売引渡しに到る間の経過が事務的に著しく、遅延し中にはその記録が整備していないものがあつたことは甚だ遺憾である。これらの生産過程における基礎的資料が即業界に對する技術指導及びその企業経営に對する基礎的資料であるので今後充分留意されたい。

四 本県木製品工業の欠陥の一として木材の乾燥度の問題があるが、当所に乾燥施設がない(公共職業補導所には設置)のは考究を要する。過年度果費補助をもつて輸出木工協同組合に設置した、ラジオヒーターは現在遊休しているのでこれが買収活用等についても当局の考慮を望む。

五 事業費に對する財源措置について根本的考究すべきものがある。本年度予算の收支状況は次の通りである

事業費	予算額		決算額		抑制額	備考
	生 産 收 入	費	生 産 收 入	費		
一、四四、五五〇	七四、〇〇〇	一、四四、五五〇	七二、五九〇	一、四三、四七四	四七、六九六	
						五七、五三三 収入減
						三九、八四四 県費喰込

が、事業費に對する生産収入歩合は予算額に對し五一、一%を占め、決算においては二六、七%で収入予算額に比較し三十六万余円の減収を生じているが、歳出面で僅か四万円程度保留している。結局三十一万余円の果費喰込となつてゐる。なお本年度作成した在庫製品が約三十九万円程度(時価見積)あるが、ことに収入予算の不振は勢い歳出予算の抑制、或いは果費への依存となるのみか、当初計画の試験研究も中絶に陥るので、事業計画及び予算見積等については、充分慎重を期すべきである。

六 経理出納事務につき次の点留意されたい。

1 原材料の出納記録が不明確である。そのつ度記帳整備すること。

2 生産物の引継及び処分手続並びに事務処理は所定手続により取計らいその責任所在を明確にして置くこと。

3 製品価格決定については、価格の算出基礎の不明確のものと及び決裁を経ていないもの等が散見されたので厳格を期すること。

工業試験場 昭和三十年九月八日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤傳一

監査概況

本場は鳥取市大火災に類焼後、西日本有数の施設を誇る総合工業試験場として再建されたが、新施設による業務は前年度後半からであつて、年間計画に基いて各種試験研究並びに事業を行つたのは本年度が再建後初年度である。しかるに、本年度業務の運営状況を見ると、議決

予算並びに年間計画に比し、実績は極めて低調であるので、県当局及び当該関係者の留意と一層の努力を切望する。すなわち、全般的傾向として各種試験研究機関に対し過大な生産収入を課し、独立採算の運営を強いる欠陥が認められ、機会ある毎に当局の留意検討を促しているところであるが、当該においても予算編成に無理があり生産収入の減少(特に製紙部における販売不振)に伴い事業費を抑制し、しかも純果費を一百万円余喰込する結果となつている。殊に前年度も相当額の赤字を生じている実情であるが、このような場当りの運営は好ましくないもので、今後は本来の目的に沿ひ試験研究及び生産試験(経営試験)別に施設を高度利用し收支の調節に大なる違算を生じないよう、業界との関係も考慮し一層綿密な計画を樹立することが肝要である。なお、監査当時主管課の指示により機械製紙の操業を一時休止していたが、維持費の節減、製品流通面の現状及び滞貨の状態から見てやむを得ない措置と認められた。また津ノ井窯業部の処置については前面の監査にも指摘し、すでに予算その他の

議決を經ているにもかかわらず、年度内に執行していないのは遺憾である。

一 染織部は技師三名、雇一名をもつて、弓浜地帯における伯州綿糸と絹糸を主原料とした高級変化織物の試験研究を行つているが、従来兎角経営面に対する指導並びに研究等は等閑視されていた憾もあつたが、本年度は特に業態指導に重点を置き、工場設備指導、企業診断、講習及び講話会開催等、技術面は勿論、経営面に対する指導に乗り出し、その実効を挙げていたことは結構である。その反面運営は財政的制肘を受け、機械操業を極力抑制し足踏機により操業している状況であつたので今後の運営については、財政的措置ととも配慮すべきである。

二 工芸圖案部の試験研究及び指導面において困難をきたしているものと認められた。即ち技師一名をもつて社会及び業界の要請に応じるための試作経費はもとより、参考図書を購入費も僅少である。また中部地区業者に対し毎週一回出張指導しているが、一名の職員でその運

営に支障を生じている。今後更に西部地区にも出張指導する計画のようであるが、机上指導に陥ることなく陣容整備の上、時代に即応した新たな感覚の試作指導に乗り出すべきと思われる。なお年間作製する原画は死蔵しているが、これらの資料は随時業界に提出し指導の一助にすることも考えられる。

三 醸造部は技師二名をもつて本年度は酒造関係の醸造試験を主体とした、技術の改善及び適格米等の基礎的試験を始め酒質の改善並びに醸造量の増収を図るべく運営指導及びその他若干ソースの醸造試験を行つているが、これら各醸造試験の研究指導は計画的に執行することが緊要と認められた。なお主任技師が三十年六月に退職し、監査時において酒造担当の職員一名をもつて運営している実状にして施設の整備及び事業計画等に対応する職員配置についても配慮すべきである。

四 事業費財源について根本的考究すべきものがある。即ち冒頭にも述べた通り本年度総事業費に対する生産収入歩合は予算額に比し七〇、五%(前年度五五、五

(%)が見込まれ、場長以下収入確保に没頭し、生産に努力したことは認めるが、製品の売捌不振或いは十五号台風の被害等、採算上、やむなく事業の縮小を余儀なくしていた。特に県財政圧縮によるしわ寄せによるものと思われるが、この傾向は他の試験研究機関にも見られるところであつて、これらの機関に対する事業財源は従来屢々強く指摘している如く。関係当局は試験研究本来の目的を逸脱させないよう充分考慮すべきである。

五 事業費に対する收支状況及び財源構成は次の通りであるが、本年度事業は既述した通りその運営においては容易でなく歳入決算額は、予算額に対し一百七十八万余円収入減を生じ、その反面歳出予算で七十八万余円を執行抑制しているので結局百万円余の歳入欠陥とし県費喰込となつてゐる。しかしながら生産品の売捌不振による在庫製品六十三万余円及び事業縮小に伴う在庫原材料五十九万余円(原価)半製品十九万余円等を合せ百四十一万余円に相当するものを保有している

ので、結果から見ると一応やむを得ないものと認められるが、県財政の実情からしてその收支予算執行に当つては慎重を期すべきである。

事業費財源構成(窯業部移転費を除く)

場	予 算 額	決 算 額	執 行 保 留 額
場 費	四、一〇〇、七五五	三、四六、七六〇	七三、八九五
県 費	一、二三八、五五五	二、二四三、三九七	喰 込 一、〇〇三、八三三
財源			収入減 一、七七、六三三
生産収入	二、九六二、〇〇〇	一、一七四、三三三	

- 六 経理出納その他の事務につき次の点留意されたい。
- (1) 製品引継は厳格に実施すること。窯業並びに染色部における生産数は売却数をもつて引継しているため生産状況を適確には、あくしていなす。
 - (2) 生品売却に当つては原価計算をもつて決定基準を明確にして置くこと。
 - (3) 過年度未収金六万二十余円の収納については一層努力すること。

農業 試験場 昭和三十年九月九日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 傳 一

監査概況

当場は総合農業試験場として農業技術の高度化、農業生産の増大及び経営の合理化並びに生活改善等の試験研究を実施し、これに対する諸施設も逐次整備されてきたが、今回の監査は主として試験研究調査等当場の業務が眞に本県農業のために重点的に、しかもその目的に副つて完全に遂行されているか、またその結果が如何に普及機関を通じて農家に浸透している等留意し実施した。その結果試験研究機関共通の問題として痛感される予算の構成並びに職員配置の合理化の問題、農場その他施設の運用の問題或いは試験研究企画の問題等考究を要する点が多い。当場は、最近特に施設並びに機構とも拡大されたのであるが、中には名目のみでこれに伴う職員の未配置或いは事業財源の裏付措置等運営上少からぬ支障を生

じている実情であるので県当局は速やかに適切なる措置を行い農民と直結した総合的農業試験研究機関として運営せしめるよう強く要望する次第である。

なお各部門別指摘事項は概ね次の通りである。

- 一 各種委託試験に要する事業費は、予算的裏付措置を行い強力に推進すべきと思われる。国の委託事業として本年度も引続き管農試験地五ヶ所のほか、各種委託試験を百ヶ所指定し実施していたが、試験委託に対する委託料は国庫支出金のみで裏付負担を行っていない。例えば原種決定試験地一ヶ所当り、米五千八百円、麦三千九百円等で極めて少額であるため、現地指導の不徹底の面が強く指摘される。また委託試験地における試験結果は一部を除き取纏め完了していたが、中には委託者から徴する報告内容の不充分と思われるものが見受けられたので不確定な資料をもつて試験結果を取りまとめることは厳に注意すべきである。
- 二 本場及び各分場試験地に対する生産物収入見積は慎重を期すべきである。当場の本年度生産収入予算総額

は、一百四十七万五千六百円これに対し収入済額一百三十九万二千五百円(前年度一百三十五万一千九百円)で八万三千余円減少しているが、これを前年度と比較してみると予算額においては三十四万余円増収を見込み、決算額においては十四万余円、増収となつてゐる。しかしながら一面生産収入確保に終始し、本来の試験研究に専念でき得ない部面も一部見受けられたので生産収入の割当については過重にならないよう留意が肝要である。また場内各部門における収入責任分担額の割当についても適正を期せられたい。なお事業費の割当についても前記収入割当と勘案し、重点的、効率的に配分するよう一層考究されたい。

三 職員の適正配置については根本的に考究されたい。職員は場長以下五十九名であるが、この中七名の臨時的任用職員と二名の兼務職員を含んでゐる。これを本場各分場、試験地にそれぞれ配置し、試験研究に没頭しているが、近年試験研究項目の拡大による委託試験地等の増設に対し、実地指導は充分行届かない実情で

あり、また内部的には本場及び分場、各試験地を通じ職員配置の調整を図る要が認められるが、何れにしても事務量と勘案した重点配置に一層留意を望む。

四 試験研究調査による結果は、適期に中間発表し一般農家に利用されることが有利と思われる。特に本場及び各分場試験地で行う貴重な研究結果資料は、それぞれ年報により取まとめ発表されているが、中には随時公表を必要とされるものが経費の点で適期を失するもの、或いは未発表のまま死蔵されるもの等があるが、これらは努めて発表し得るよう予算的措置について当局の善処を望む。

五 県立農業高等学校を試験研究網への参画、委託試験の指定について考慮せられたい。本件についてはさきに高校監査報告においても触れたところであるが、試験研究網の統一と効率化及び学校教育上試験場及び学校双方に便益尠くないと思考する。

六 西伯分場は分場長ほか五名の職員をもつて砂地における本県特産蔬菜及び棉の品種改良栽培の試験研究を

行つてゐるが、圃場(一町一反歩余)に対する耕種及び作付計画は適確に樹立し、個々の試験研究による記録を嚴重に行い、常にその状況を明らかにして一貫性ある試験研究を行うよう留意すべきである。

生産物の販売代金収入の納入については再検討を要するものがある。即ち分場より本場へ処分報告し、本場よりの納入告知書の送付をもつて代金を納入している関係上、相当期間(約四十日間)売上金を保管することとなり現金出納に種々不備の点があるので、これが取扱及び納入方法等につき関係当局は早急に改善せられたい。

七 東伯分場は技術職員七人(分場長は欠員中)をもつて、麦育種試験、中晩稲及び大豆の品種改良並びに麦雑穀に関する試験と更に表病理育種試験を行い、原種育成をなし角班病の傳染経路の究明、或いは新農薬の実験等実施しているが、化学試験器具の不整備により運営上支障を生じてゐる。また建物、諸施設等についても本場の整備計画とともに推進されるよう配慮され

たい。

八 逢坂試験地の存廢の問題は前回にも強く指摘したが、本年度も引続き専任職員一名を常置し、馬鈴薯、甘藷、小麦等の品種決定試験及び栽培試験等を行つていたが既設設備の不備、家畜及び堆肥源の欠除、労役難等のため、圃場管理が十分でなく生産実績が挙つていない。當場としても一応の試験を終了したので地元からの要望もあり、用地の借用期限満了とともに廢止の意向であつたので当局は早急に措置されたい。なお今後必要に応じて委託試験を行う等併せて考慮されたい。

九 経理出納事務について考究改善の余地が認められる。特に本場を分場等現地機関との事務配分については根本的に調整すべきである。例えば生産引継処分等に明確を欠くものがあり、その事務手続が形式的処理に行つてゐるもの等、事務処理の能率的でないものがあるので、現地機関における収入事務については分任出納制度を設け、責任の所在を明確にし適正能率を期することが、

実状に即し適切と認めるので関係当局と協議し改善措置されたい。

なお次の点留意されたい。

- 1 生産物の生産、引継処分は適正厳格に処理すること。
- 2 供出米調整に当り概八四二貫に対し玄米四十一俵(六五六貫)を供出しているが、屑米の生産記録なく調整減量一八六貫に対する内容が不明確である。
- 3 収入金の金庫払込まで相当日時を要している。早期に払込むこと。
- 4 前回も指摘した生産物(種子)を未だ主任技師の裁量により現物交付している正規に出納すること。
- 5 収入関係事務は、生産報告とともに処分伺を本場に送付し、本場よりの処分指令により売却、転用等の納入告知書に基づき納入しているが実際は処分後形式的に爾後報告であつて、収入から納入までに相当の期間があるので実状に即するよう改善すること。
- 6 本場から生産物の転用(場生給食等)を受けたも

のの出納について明確にして置くこと。

農業講習所 昭和三十年九月九日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一

監査概況

一 本所は改良普及員、技術指導者の養成と農村青年の育成を図り、二十九年度は更に現職改良普及員の研修を始め農業委員会書記、農協職員等の再教育を実施しているが、これらの運営については関係当局と連絡を密にして計画的研修が肝要と認めた。

二 教育指導の基盤となす各種実験室は一応完成をみたのであるが、いまだ内部施設に不備の面が多く、研修、実験等に支障をきたしている現状につき内容充実について主管当局の配慮を望む。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取